

## 人権擁護委員に委嘱されました

7月1日付で法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。人権擁護委員は、人権侵害の問題などの相談に応じています。町では、人権相談を開催していますので、ぜひご利用ください。



本多 昇氏



大熊 康雄氏

お疲れ様でした

人権擁護委員の茂木洋一氏と齋藤和郎氏が、6月30日任期満了により勇退されました。両氏は、平成23年7月に人権擁護委員に委嘱され、町の人権の擁護と推進に貢献されました。

## 衆議院小選挙区の区割りが変更されました

公職選挙法の一部改正により、伊奈町の衆議院小選挙区選出議員の選挙区が、次のとおり変更されました。

### 旧第6区

(伊奈町・鴻巣市・上尾市・桶川市・北本市)



### 新第13区

(伊奈町・久喜市・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町)

今後実施される衆議院議員総選挙は、新しい選挙区(第13区)で行われます。

☎ 伊奈町選挙管理委員会 ☎ 721-2111

## 伊奈町内循環バス

INA TOWN LOOP-LINE BUS

# いなまる

## 一部ルート・運行ダイヤなどが変わります

**変更区域拡大図**

現在 細田山団地  
移設  
細田山団地入口 廃止

**変更区域拡大図**

ふれあい福祉センター 37  
柴中福祉センター 34  
上下水道庁舎 36  
伊奈病院 33  
志久駅 32

旧ルート

8月9日(休)から、現在の運行ルートの一部区間とバス停留所の位置などが変更となります。また、ルート変更に伴い、運行ダイヤを改正します。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

## 価格高騰対策子育て世帯応援給付金

町独自支給



町では、地方創生臨時交付金を活用し、エネルギー・食料品などの物価高騰の影響を受ける子育て世帯に対し、下記のとおり給付金を支給します。

申請方法や支給条件など、詳しくは町ホームページをご覧ください。

### 支給額

- ・0歳～15歳の中学生世代までの児童に1人あたり1万円
  - ・16歳～18歳の高校生世代の児童に1人あたり2万円
- ※所得制限は設けません。



☎ 子育て支援課 ☎ 2160

## 令和5年度子育て世帯への生活支援特別給付金

食費などの物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、生活支援として5万円を支給しています。

次の対象者は、申請することで給付金が支給されます。すでに今年度この給付金を受けた方は対象外です。

☎ ☉ひとり親で、次の①②のいずれかに該当する方

- ① 公的年金などを受給していることで、令和5年3月分の児童扶養手当を受給していない方

※所得が児童扶養手当の支給制限限度額を下回る場合に限る。

- ② 食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

- ☉ひとり親以外で、次の①②両方に該当する方
- ① 令和5年3月31日時点で18歳未満の児童（障がい児の場合20歳未満）を養育する父母など

※令和6年2月末までに生まれた新生児なども対象になります。

- ② 令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

☎ 令和6年2月29日(木)までに、郵送（必着）または子育て支援課に申請書を提出

☎ 子育て支援課 ☎ 2160



## 電力・ガス・食料品などの価格高騰支援給付金

エネルギー・食料品など物価高騰の影響を受けた世帯に対し、迅速な支援を行うため、次の対象者に給付金を支給します。

令和5年6月1日に伊奈町に住民票がある方で、①②の対象世帯には町から通知を発送しますので、添付されている返信用封筒で必要書類を返送してください。

※DVによる支援措置避難者などは例外となる場合があります。

### ① 価格高騰対策緊急支援給付金

世帯全員が令和5年度住民税の均等割が非課税の世帯

※世帯外の課税者から扶養されている場合は対象外となります。

支給額 ▶ 1世帯あたり3万円

### ② 価格高騰対策生活支援給付金（均等割のみ課税世帯分）

世帯全員が「令和5年度住民税の均等割が非課税」の方および「同居住民税の均等割のみが課税」されている方で構成される世帯

※①同様、世帯外の課税者から扶養されている場合は対象外となります。

※課税所得（一時所得）となりますので、住民税の申告が必要となります。

支給額 ▶ 1世帯あたり1万5千円

### ③ 価格高騰対策生活支援給付金（家計急変世帯分）

※本人からの申請が必要です。  
令和4年1月～令和5年8月のいずれかの月の収入が「非課税相当基準」まで減少した世帯

※非課税相当基準について、詳しくはお問い合わせください。

支給額 ▶ 1世帯あたり3万円

☎ 伊奈町給付金担当 ☎ 721-2111